

第5回農地総会議事録

開催日時	平成29年12月5日（火）午後3時30分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・高橋 政継・加藤 孝幸・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・久保田 彦昭・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明・ 山本 和正・松田 環・矢野 強・久保 壽美男・川澤 一博 以上17名	
欠席委員	山崎 茂盛 上田 博 以上2名	
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・野中主任・尾崎主査・ 農林水産課 島崎課長 以上5名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第6号議案 非農地証明願の件 第7号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件〔通常変更〕 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	

備考〔添付書類〕

- 第5回農地総会議案書
- 同追加議案
- 現地案内図
- 第7号議案関連資料
- 「農業振興地域制度のあらまし」
- 第4回農地総会発言訂正関連資料（資料1、資料2）
- 平成29年度今後のスケジュール（案）

開 会 議 長	(高橋正継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただ今より第5回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告を行います。山崎茂盛委員、上田博委員。以上2名の委員の欠席の届けが出ています。委員総数19名中、出席者17人でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長 委員 議長	総会会議規則第20条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、廣井千里委員、山本和正委員の2名にお願いいたします。
議 事 長 榮枝管理主幹	議題の審議に入ります前に事務局から第4回農地総会での発言の訂正と経過説明があるとのことでございます。事務局より説明をお願いいたします。 第4回農地総会における発言の訂正と農地法第5条申請の取り下げの経過について説明をさせていただきます。 お手元に配布しています、資料1第3回農地総会議案の方を見ていただけますか。第3回農地総会で追認をいただきました通り、第5号議案の案件2の土地につきましては9月1日付けで非農地証明願が提出され9月11日付けで非農地証明書を交付しております。 第4回農地総会において事務局の方からこの非農地証明願の取下がされていると説明しておりましたが、この説明は間違いで非農地証明の取下はされておりませんので、発言の訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。 次に農地法第5条申請が取り下げられた経過についてご説明いたします。資料2の第4回農地総会の議案をご覧ください。 非農地証明書を交付された後、譲受人が司法書士に相談し、やはり農地法による転用許可申請をして許可を受けたうえで所有権移転をしたいという意向になったため、改めて農地法第5条申請が提出されたものです。しかし農地法5条申請による所有権移転の手続きにつきましては時間を要することから、農地法第5条申請が取り下げられ

	<p>ましたので、この後議案外報告として報告させていただきます。</p> <p>第4回農地総会におきまして、農業委員から非農地証明書を交付した土地に対し農地法第5条申請ができるかとのご指摘を受けましたことから、高知県農地担い手対策課に確認したところ、非農地証明書を交付した土地につきましては、すでに農地ではないので農地法の対象外となり、農地を復元しないかぎり農地法の申請は出来ないとのことでした。</p> <p>非農地証明書を交付した土地について農地法第5条の申請を受け付けてしまいましたが、今後は適切に対応していきます。所有権移転の手続きは非農地証明書の交付をしておりますので、非農地として対応するよう申請者の方にはすでに伝えてあります。以上で発言の訂正と経過の説明とさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。ご意見やご質問がございましたらお願いをいたします。</p>
委員長	<p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がございませんでしたら、議案の審議に移りたいと思います。</p> <p>ただいまから議案の審議を行います。最初に順番が逆になりますが、第7号議案「高知市農業振興地域整備計画の変更の件」を議題といたします。農林水産課より議案の説明をお願いします。</p>
島崎課長	<p>私は第7号議案につきましてご説明をさせていただきたいと思いますが、議案をお諮りする前に農業振興地域整備計画の変更の通常変更と軽微の変更との違いにつきまして、ご説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>今回、ただいまからお諮りいたします議案につきまして、「通常変更」は農業振興地域におきまして農業地区域からの除外を行うもので、農地以外への農地の転用を行う為に必要とされる手続きでございます。</p> <p>前回8月の農地総会でご説明いたしました軽微な変更につきましては農業振興地域の農用地に農作物の生産、所蔵、加工、販売を目的とする施設、堆肥製造施設、農機具格納庫、その他前述の施設に付帯する休憩所、駐車場、便所など農産業に資することを主な目的とした施設を建設・設置する際に必要な手続きでございます。</p> <p>お手元に「農業振興地域制度のあらまし」という資料をお配りしておりますが、こちらの3ページをご覧いただきたいと思います。「農用地区域とは」という箇所の中ほどから下に「農用地区域内の土地の用途区分」いうところに、「1. 農地」、「2. 採草放牧地」、「3. 混牧林地」、「4. 農業用施設用地」の4種類がございますが、軽微な変更につきましては左側の「1. 農地」から、「2. 採草放牧地」や「3. 混合区域地」、「4. 農業用施設用地」へ変更される際に行う手続きのことを示しておりますので、その旨ご理解し</p>

ていただけようお願いします。

また、4ページをご覧いただきますと、今回の通常変更につきまして農業振興地域、農業地区域からの除外の基準を示しております、5ページの下段には変更の手続き等の詳細について記載しております。4ページの除外の基準とともに5つの要件というのがございまして、これらの要件を満たす場合に通常変更の基準を満たすという判断をさせていただいております。

また、高知市の場合におきましてはこれらの手続きに加えまして、農業委員会事務局、都市計画課、建築指導課等の関係部署により、転用が可能であるかどうか横断的に確認するための会を設けておりまして、すべての手続き等が完了するまでに約8ヶ月間の期間をかけております。この変更の手続きの期間については5ページの下段のほうにございますが、まず最初に変更事由の発生という項目がございまして、そこから申請等を受け付けて、最終的に決定計画の縦覧という、ここまで期間が全体でおよそ8ヶ月かかるスケジュールになっております。また資料をご確認していただければと思います。

それでは議案のほうに入りたいと思います。今回は除外の案件が5件、転用案件が2件、合計7件の案件でございます。1件ずつ説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず資料1の1ページをご覧下さい。申請人につきましては相続人でございます。また資料1の11ページをご確認下さい。相続人が申請者となることの相続関係説明図を添付しております。

次に資料1の1ページに戻りますが、変更申出の土地の所在は高知市土佐山桑尾、地目につきましては登記地目は畠、現況地目も畠となっております。地積は505m²で今回除外面積といいたしまして45.75m²の除外を行っております。

申出地の概要につきましては、カラー資料をつけております。当該の申出地の位置図につきましては資料の1-6ページにございますが、土佐山桑尾のユズの加工所がありますが、そこから市道をゴトゴト石のほうに向かってずっと上がっていった場所になります。

変更後の土地利用計画の概要としましては、墓地及び雑種地、規模、構造、面積の内訳としましては、墓地が29.6m²、雑種地が16.15m²になっております。資料1-7ページに地籍の切図を添付しています。また、資料1-8ページは求積図となっておりまして、墓地の配置、残地の関係というものが資料にてあります。資料1-9ページには納骨堂の図面となります。

変更後の使用者につきましては、申請人が使用することとなっております。

次に資料 1-2 ページに戻りまして、変更理由につきましては、「現在の墓地が自宅から約 1.5km 離れた山中にあり、市道から幅員 1m ほどの里道を 500m ほど上る必要がある。このため、高齢化とともに墓の管理もできない状態になりつつある中で、夫の死亡により自宅の近くに墓地を計画した」とのことです。

当該申請地を選定した理由としましては「農地以外で他に適地がないため、耕作に支障とならない場所とした」とのことです。

資料 1-4 ページには隣地所有者等承諾書を添付しております。資料 1-5 ページには土木委員の意見書を添付しております。

整理番号 1 の案件につきましては以上でございます。

次に、整理番号 3 の案件につきまして説明いたします。資料 3-1 をご覧ください。申出をする土地の所在については高知市久礼野、台帳地目は畠、現況地目も畠となっております。地積は 125 m² で除外面積も 125 m² です。

資料 3-5 をご覧ください。申出地の場所につきましては、正連寺の県道を上った箇所にある三叉路のうち、南国市に向かう県道重倉笠ノ川線沿いとなります。この路線沿いの神田バス停の西側、付近に久礼野公民館、正面に久重小学校を望む場所となります。

変更後の土地利用計画の概要としましては資材置場、規模、構造、面積の内訳としましては、5m 程度の盛土をして造成するということになっております。使用予定者としましては申出人とは別の人方がおられます。

資料 3-2 をご覧ください。変更理由につきましては「資材置場の造成」とのことです。当該申出地を選定した理由につきましては「隣地に資材置場を造成中のため、造成地を拡大するため」ということになっております。

資料 3-3 に参りまして、周辺農地に対する被害防除等としましては、「申出地は資材置場の端に位置し、資材置場内に排水路を設置し、雨水はこの用水に流すため、周辺農地に影響しない」とのことです。

また関係法令の許認可手続きの状況としましては、その他の項目で高知市土地保全条例、こちらは造成に関する条例となります、こちらについては協議済となっております。

資料 3-7 は事業計画書、資料 3-8 は被害防除計画となっております。

資料 3-9 は資材置場に関する調書となっており、現地に置く資材について説明しております。これによりますと現地には鉄骨または再生碎石を置くことになっております。

整理番号 3 の案件につきましては以上でございます。

続きまして整理番号4の案件につきまして説明いたします。申請人は相続人です。資料4-10は申請人の相続関係の資料となっております。

資料4-1をご覧ください。土地の所在につきましては高知市五台山となっております。台帳地目は田、現況地目は雑種地となっております。地積につきましては公簿上は73m²ですが実測面積は255.11m²となっておりまして、除外面積も同じです。土地改良区につきましては高知市東部土地改良区に該当しております。集落協定につきましては農地・水環境保全管理支払交付金に該当しております。資料では該当無となっておりますが、こちらは誤りです。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

資料4-6をご覧ください。申出地の場所につきましては五台山北側、青柳中学校から西となります。

資料4-1に戻りまして、変更後の土地利用計画の概要ですが、駐車場となっております。規模、構造、面積の内訳としましては、駐車場3台分の計画が出されておりまして、変更後の使用者は近隣の住民の方となっております。

今回変更を行う理由としましては「高齢により当該土地の管理の継続が厳しくなる中、近隣住民より駐車場として土地を利用したいとの申出があり、それに応えるために除外を行うもの」となっております。

当該申出地を選定した理由といたしましては「申出地は申出人の住居から離れたところにあり、面積も狭小であるため、農地としての利用が困難な状況で、かつ申出地の近くに住む使用者にとっては最も近くの駐車場となるため、当該地を選定した」とのことです。

資料4-4は地区土木委員の同意書となっております。「隣地に雑草や土砂等で迷惑を掛けない様に」との意見が付されております。隣地に水田があることからこうした意見が付されております。

資料4-5は被害防除計画となっております。造成計画につきましては「現状のまま利用することとなっております。被害防除措置の内容等につきましては、「現在、隣地からの苦情はありませんが、草刈等、管理を行い被害防除に努める」との計画が出されております。

資料4-8は駐車場に関する調書となっております。現在の駐車状況の問題につきましては、「保有する3台の車を駐車するには現在の使用地では手狭なため」となっております。

整理番号3の案件につきましては以上でございます。

続きまして整理番号6の案件につきまして説明いたします。

整理番号6の案件につきまして説明いたします。

資料 6-1 をご覧ください。申出書の土地の所在については高知市五台山、台帳地目は田、現況地目は雑種地となっております。地積は 42 m²で除外面積も 42 m²です。

資料 6-3 をご覧ください。申出地の所在図となります。申出地の場所は東部環境センター南側を流れます下田川を遡った場所で南国市との境界付近となります。土地改良区につきましては東部土地改良区に該当しております。

変更後の土地利用計画の概要ですが、用途としましては駐車場となっております。規模、構造、面積の内訳としましては、付近に建っている建物を今後、資材保管用倉庫兼事務所として利用する計画であるがその利用車両の駐車場 5 台分のスペースを確保することとなっております。

資料 6-4 をご覧ください。切図をお示ししておりますが、切図に黄色く色塗している部分の土地の右側の土地を資材保管用倉庫兼事務所として利用して、黄色く色塗りしている部分を駐車場として利用する計画となっております。

資料 6-1 に戻りまして変更理由につきましては、「申出人は土佐市、香美市、高知市朝倉等で幅広く水道設備工事を行っているが、今回事業拡大の為、申出地隣接にある既存建物を利用し、資材用保管倉庫兼事務所として使用することとした。そのため申出地を資材運搬および従業員用、さらに来客用駐車場として使用することとした」とのことです。

当該申請地を選定した理由ですが、倉庫兼事務所を必要としていたので自己所有地である除外申請地を適地と考え当初から他の代替地は検討していない。関係法令などにつきましては協議が必要なものはとくにございません。

資料 6-5 は事業計画書となっております。内容につきましては資料 6-1 でご説明させていただきましたとおりの内容となっております。

資料 6-6 は土地利用計画図となります。

整理番号 6 の案件につきましては以上でございます。

続きまして整理番号 7 の案件につきまして説明いたします。

資料 7-1 をご覧ください。申出書の土地の所在については高知市針木西、台帳地目は田、現況地目は畠となっております。地積は公簿面積で 928 m²、除外面積は実測 1,204.63 m²の内 434.14 m²です。

申出地の場所につきましては資料 7-6 をご覧ください。申出地の場所は高知市からいの町天王に抜けます県道高知土佐線沿いの針木峠バス停から南西方向に 500mほど入った農地となります。

変更後の土地利用計画の概要としましては分家住宅、規模、構造、面積の内訳としましては、住宅 1 棟、木造 2 階建、建築面積 84.2 m²、駐車場 3 台 37.5 m²、その他 312.44

m²となっております。

関連の資料として、資料7-8の計画区域の公図、資料7-9の測量図が添付されております。

資料は7-1にお戻りいただきます。変更後の使用予定者については申出人の孫の夫とのこととなっております。

資料7-2に移りまして、変更理由といたしましては、「現在、孫は夫と子供2人の4人家族で、愛媛の社宅で借家住まいをしています。転職で高知に帰ってくることを機に、私と孫の実家の近くに住宅を建築したく考えております。私にとっては生活面での援助と農業の手伝い、孫にとっては孫の子の世話などでお互いに扶助が必要であり、また体調面での不安もあることから、早急に進めたいと考え申請に至りました」ということです。

当該農地を選定した理由としては「当該申出地は、分筆後の農地の隣であり、農業の手伝いがしやすいこと、私、孫の実家に近く、利便性が高いことから選定しました。他の選定地としましては、私、孫の実家に近くでは、売買してもらえる宅地ではなく、また所有地の宅地はすでに居住しており、所有農地では、面積が狭いことから建築には適していないため、選定からはずれました」とのことです。

申出人の居住地と申出地の位置関係につきましては、先ほど見ていただきました資料7-6と資料7-7でお示ししております。地図上、丸で囲まれた部分がそれぞれ申出人の居住地、申出地となっております。

資料は7-3にお戻りいただきます。周辺農地に対する被害防除等については、「隣地の農地の同意はもらえております。また雨水は自然浸透及び西側水路に放流し、雑排水については、浄化槽を設置し、雨水同様に西側水路へ放流するため、周辺農地へ影響はありません」とのことです。

関係法令につきましては都市計画法については協議中、建築基準法については協議予定となっております。

資料7-4には土木委員の意見書、資料7-5には隣地所有者の同意書をいただいております。

案件7については以上でございます。

続きまして、編入の案件に進ませていただきたいと思います。編入の案件は2件ございますが、あわせて説明させていただきたいと思います。

資料1-1をご覧ください。案件1の変更を申請する土地の所在・地目・地積についてですが、高知市尾立、台帳地目、現況地目ともに田、地積776m²、同じく高知市尾立、台帳地目、現況地目ともに田、地積99m²の2筆となっております。

議長

加藤委員

島崎課長

加藤委員

島崎課長

加藤委員

変更後の用途としましては現状のまま水田として利用することです。
変更理由の詳細としましては「中山間地域等直接支払制度の加入をするため」とのことです。
資料 1-2 には土木委員意見書を添付しております。
資料 1-3 には位置図を添付しております。申出地は宗安寺橋分岐より県道伊予三島線を北に向けて進んだ場所にございます。
次に案件 2につきまして資料 2-1をご覧ください。変更を申請する土地の所在・地目・地積についてですが、高知市尾立、台帳地目、現況地目ともに田、地積 740 m²となっております。
変更後の用途としましては現状のまま水田として利用することです。
変更理由の詳細としましては「中山間地域等直接支払制度の加入をするため」とのことです。
資料 2-2 には土木委員意見書を添付しております。
申出地についてはこれも宗安寺橋分岐より県道伊予三島線を北に向けて進んだ場所で、蓮台地区に向けて上る谷沿いの土地で尾立、蓮台地区の境に近い場所となります。
以上 2 件が編入の案件となります。
以上、農林水産課からの説明を終わらせていただきます。
第 7 号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
尾立ですが、直接支払制度の条件についてお伺いしたいです。
中山間地域等直接支払制度については傾斜度に応じて交付金が出るということでございます。直接の所管課でないので自分のほうから明確なお答えはできませんが、地目が水田でございますので、100 分の 1 の傾斜度があれば交付金の対象となると思います。
お聞きしたいのは案件 1 の事案などが直接支払の対象になるかということです。県道と鏡川に挟まれた平坦地の農地で対象となるかと疑問に思ったものですから。本題と関係ないと言えば関係ない話ではありますが、100 分の 1 の傾斜度の条件がクリアできるのかな、と思いました。
その点については担当課が現地に入って調査をしているので、交付金の対象となることは判断できています。尾立につきましては交付金の対象となる特認地域として認められており、事業参加者も増えつつあると聞いております。
こうやって申出がある以上は、問題ないだろうと思いましたが、なお確認と思いましたので申し上げました。ありがとうございました。

	<p>西本委員 加藤委員と同じような話ですが、この件について農林水産課に行って研究してきました。50mにつき50cmの段差があれば交付金の要件をクリアするということで、急な傾斜は必要ない。そのことは良くわかりました。しかしだだ一点、私が疑問に思うのは、農業振興地域内農用地を一筆ごとに指定しなければならないのか。地区によっては字ですべて指定しているわけでそのようにすればいいと思いますが、そこまで整理がなされていないようです。今回のように農振農用地の指定が字ごと抜けている場合もある。このあたりの取組が遅れている場合もあると思いますので、ご対応をお願いしたいと思います。農振農用地の指定が遅れればその年の交付金の対象になりません。一年遅れになってしまいますので、前倒しに取り組んでいただきたいと思います。</p>
議長	<p>他にはございませんか。</p>
大野会長	<p>五台山の案件がふたつありますので、私の方から。</p>
	<p>案件4ですが、これについては先ほど訂正がありました、農地・水環境保全管理支払交付金の対象農地となっておりますので、これを認めると交付金を返還しなければならなくなります。</p>
	<p>交付金の返還について協定内から補助金を使って支出することはできませんので申請者に返還してもらわなければならない。この点について農林水産課と耕地課で協議をしてもらいたいと思います。</p>
	<p>それから案件6についてですが、土木委員の意見書が出ておりませんし、改良区の意見書も出ておりません。1ヶ月ほど前に「立会をした」という話をうかがっておりますが、意見書が出ていないということは、何か問題があったのではないかと思います。したがって案件6については協議の継続ということでお願いしたいと思っております。</p>
	<p>案件4の内容につきましては、耕地課といっしょに確認を取らせていただきたいと思います。</p>
	<p>案件6につきましては、農業委員会の意見としまして『改良区の意見または土木委員の意見』を持って軽微な変更の協議を進めております。</p>
	<p>そうした付議のような形でご意見をいただければと思います。</p> <p>確認します。先ほど大野会長のおっしゃられた案件番号6についてですが、継続でお願いしたい。土木委員の意見書等が提出されていないということですので、これが揃った時点で協議をしたいと思います。</p>
	<p>もういちどご説明させていただきます。先ほど大野会長から土木委員、改良区の意見書が提出されていないというご指摘がございましたが、農林水産課といたしましては、『これらの意見書が提出してきたときには県に協議を進めて構わない』という意</p>

	見てよろしいかということをご確認いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
大野会長	案件4についてですが、相続人の関係図がついていますが、申請者には相続人が3人いるはずですが、申請者だけの申請で、案件1の場合は相続人全員の同意がありますが、案件4の場合は全員の同意はない。これにつきましても同様に「関係者の同意があり次第」ということでよろしいでしょうか。
島崎課長	案件4につきましても相続人全員の押印をいただきまして、書類が整いましたうえは県との調整を進めてまいりたいと思います。
議長	ほかにご質問はございませんでしょうか。
西本委員	総合的なことでございますが、農業振興地域の業務について慎重に取り扱ってくださっているのは理解できますが、あまりにも慎重になりすぎて作業が遅れているのではないか。じっさい、申請者がそれぞれの申請について農業委員会から了解を貰っても、県の方で縦覧とか閲覧とか公告とかの手続きが必要になる。この手続きが済んでから後に農地転用許可申請をすることになる。おそらく一年がかりになるのではないかと思います。これでは墓地などを作るにはあまりにも時間がかかりすぎではないだろうか、と。なお、申請者の思いを汲んで、スピード感を持って対応していただきたいと思います。
議長	では案件4と案件6については書類の調整を待った上で決定とする。その他の案件につきましては「農業振興地域整備計画の変更もやむをえない」ということで、ご異議はございませんでしょうか。
中島委員	一点だけ確認させてください。案件6-4の地図ですが、建物は申請地の東側の宅地のみということでよろしいでしょうか。
島崎課長	そうです。
中島委員	わかりました。
議長	他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、第7号議案については案件4、案件6については「農業振興地域整備計画の変更もやむをえない」という意見で決定いたします。案件4と案件6については関係書類の提出をもって変更もやむをえないという意見を付すということとしたいと思います。
島崎課長	それでは、農林水産課の皆様は退席いたします。ありがとうございました。
議長	ありがとうございました。
尾崎主査	それでは第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
	今月は全体で8件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。

案件1は、布師田、市街化調整区域、田、705m²、外1筆、合計2,070m²を、譲受人の経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、経営する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。農機具については、トラクター等9台の大農機具を所有しており、譲受人のほかに、妻と臨時雇用者も農作業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。周辺農地への影響については、周辺農地と耕作条件を合わせるため、影響はないと考えることです。

なお、案件1の申請地には、平成28年5月に農業経営基盤強化促進法の手続きを経て、本件譲受人とは別の方に賃借権が設定されておりましたが、本件許可申請の前に合意解約をしており、農地法第18条第6項の規定に基づく通知を受理しておりますので、本件許可申請の時点で、譲受人の耕作を妨げる権利を有する者は存在しません。当該合意解約通知につきましては、後ほど議案外の案件として報告いたします。

続きまして、議案書3ページの案件2は、大津甲、市街化調整区域、田、1,140m²を混同のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。なお、混同というのは、譲受人が申請地に対して既に賃借権を有している土地の所有権を取得した場合、賃借権と所有権が混同することとなるため、賃借権は自動的に消滅し、所有権だけが残ることをいいます。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等5台の大農機具を所有しており、譲受人のほかに、妻と子も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地周辺は水稻作地帯であり、取得後もこれまでと同様に水稻を栽培する予定であるため、周囲には影響はないと考えることです。

続きまして、案件3は、土佐山梶谷、他の区域、登記地目田、現況畠、124m²外2筆、合計752m²を、部分贈与のため所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作しており、今回の申請地では露地野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機等3台の大農機具を所有しており、譲受人のほかに、妻も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲の防除基準に従って営農するため被害を及ぼす恐れはないと考えることです。

続きまして、案件4と案件5は農地の交換を行う関連案件ですので、まとめて説明いたします。

案件4は、春野町弘岡下、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畠、 $1,029\text{ m}^2$ を、案件5は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、 $1,152\text{ m}^2$ を、それぞれ交換により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が案件4の、水色に塗った所が案件5の申請地です。

まず、案件4の申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地ではハウスで胡瓜を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、トラクター等6台の大農機具を所有しており、本人と妻及び息子夫婦も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周囲への影響につきましては、申請地の周囲もハウスで胡瓜を栽培しており、取得後もこれまでどおりハウスで胡瓜の栽培を行うため、周囲への影響は特にないと考えることです。

次に、案件5の申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、耕耘機2台を所有しており、効率的な利用ができるとのことです。

周囲への影響につきましては、取得後もこれまでどおり水稻の栽培を行うため、周囲への影響は特にないと考えることです。

なお、案件5の譲受人は現在の経営面積が $3,213\text{ m}^2$ で、農地交換後の経営面積も $3,336\text{ m}^2$ となり、農地法第3条第2項の下限面積要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条に定められている農地の権利移動の不許可の例外において、農業委員会のあっせんに基づく交換により、その交換の相手方の耕作面積の合計が、下限面積を下ることとならないと認められる場合は不許可の例外に該当するもの、と規定しております。

今回の交換は、上田博農業委員のあっせんによるもので、案件4の譲受人の経営面積が、農地交換後も下限面積を超えていることから、この例外規定に該当するものです。

続きまして案件6から議案書4ページにまたがります案件8までの3件は、譲渡人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。

案件6は、春野町西畠、市街化調整区域、田、 $1,107\text{ m}^2$ を、案件7は、春野町西畠、市街化調整区域、田、 743 m^2 を、案件8は、春野町西畠、市街化調整区域、田、 $1,545$

	<p>m^2を、それぞれ部分贈与のため、所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が案件6の、水色に塗った所が案件7の、緑に塗った所が案件8の申請地です。</p> <p>まず案件6の申請書の別添によりますと、譲受人は、所有もしくは借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具につきましては、トラクター等7台の大農機具を所有しており、母と妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周囲への影響につきましては、周辺と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>次に案件7の申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では胡瓜を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具につきましては、トラクター等3台の大農機具を所有しており、妻と子供2人も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周囲への影響につきましては、周辺と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>最後に議案書4ページの案件8の申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具につきましては、トラクター等3台の大農機具を所有しており、妻と息子も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周囲への影響につきましては、周辺と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請地については、担当区域の推進委員に事前に現地確認をしていただいています。以上で、第1号議案の説明を終わります。</p> <p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第3、第4事前審査会です。まず、第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1から案件3について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p> <p>次に、第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件4から案件8については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏</p>
議長	
竹内委員	
議長 川澤委員	

	まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	案件1から案件8につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声あり)
尾崎主査	案件1から案件8につきましては、許可することに決定いたします。
	続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
	今月は全体で1件の申請が出されております。議案書は6ページをお開きください。
	案件1は、重倉、登記地目、宅地、現況、宅地、173.38m ² を、申請人が今年の春に既に建売住宅に転用しているため、事後に転用許可を申請する案件です。現地案内図は、No.6をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。
	農地の区分につきましては、申請地が住宅団地の一角にあることから、第3種農地と判断しています。
	本日机上配布しております資料の中の、赤色のクリアファイルに入った資料をご確認ください。本件申請に係る事業計画書及び土地利用計画図並びに現地の写真をお配りしていますので、現地が既に事業計画書どおり転用済みであることをご確認ください。
	それでは、事業計画書の内容についてご説明いたします。
	申請人は、不動産業を営む法人であることから、元々は本件申請地を分譲宅地として造成していましたが、建売住宅を建築するまでの間、一時的に果樹を栽培していたため、本件申請地が農地法第2条の規定に基づく農地として取扱われることとなり、この度、申請地に建売住宅を建築しましたが、農地法第4条の許可を得る必要があることを失念しており、事後に許可を申請することとなったものです。
	お手元の土地利用計画図と写真のとおり、申請地は木造平屋建て建売住宅1棟、2台分の駐車場及び庭に転用されております。
	次に、申請地への進入路についてご説明いたします。
	申請地は、現地案内図のとおり、緑ヶ丘団地の南東奥に位置しているため、県道16号高知本山線から団地内の道路を通行して進入することとなります。
	この団地内の道路については、現時点では本件申請者である法人所有の土地とのこ

	<p>とで、平成24年度に市道に編入してもらうための申請を行い、高知市はこれを受付け、市道編入計画を既に策定しておりますが、高知市道路管理課に確認したところ、事務手続き等の事情により市道編入手続きをもう少し先になるとのことでした。</p> <p>したがいまして、あとは高知市の市道編入手手続きに係る時間の問題であり、現時点では事実上公衆用道路として機能している道路あります。</p> <p>このことを、許可権原庁である高知県に報告し、団地内の道路部分の取扱いについて確認したところ、市道編入は時間の問題であり、事実上公衆用道路として機能しているのであれば、当該道路部分の所有者を確認する書類は不要であることです。</p> <p>被害防除計画としましては、申請地周囲に農地が存在しないため、ありません。</p> <p>排水については、建物から発生する排水については浄化槽で処理後、申請地北側の道路側溝に排水し、敷地内に降った雨水は、敷地の周囲にある道路側溝に排水するよう排水勾配がつけられています。</p> <p>添付書類としましては、現地が既に転用されており、本件申請日以降に費用が発生することができないため、資金証明書類の添付は不要であることを、県に確認済みです。</p> <p>他法令に関する手続きにつきましては、特にありません。</p> <p>土木委員の意見については、現地が住宅団地内の第3種農地であることに加え、申請地周囲に赤線・青線も無いことから、意見不要であることを担当区域の推進委員に確認しております。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第3事前審査会です。第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件1につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	案件1につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
	案件1につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。
	続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

尾崎主査	<p>今月は、全体で1件の申請が出されております。議案書は8ページをお開きください。</p> <p>案件1は、池、登記地目、田、現況、畑、1,221 m²外2筆、合計1,666.60 m²を、露天資材置場に転用するため、所有権を移転して転用するという申請となっています。</p> <p>現地案内図はNo.7をご覧下さい。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>農地の区分につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。</p> <p>本日机上配布しております資料の中の、青色のクリアファイルに入った資料をご確認ください。本件申請に係る事業計画書及び土地利用計画図並びに現地の写真をお配りしています。</p> <p>事業計画書によりますと、譲受人の法人は一般貨物自動車運送事業を営んでおり、建築工事の資材となる鋼材等の配送を行っております。これまで、一時的に預かった荷物を仮置きするための資材置き場が不足しており、貨物の積み下ろし、保管をするために十分な広さのある土地を探しておりましたが、自動車貨物運送事業法の規定により、資材置き場等は本社から直線で10km以内に設置する必要があるため、条件に合う資材置き場が見つけられないままとなっていましたところ、今回の申請地の売買の話があり、距離要件にも合致するため購入し、資材置場に転用したいとのことです。</p> <p>なお、譲受人の本社は朝倉東町ですが、主な荷物の積載地は室戸市、降し地は愛媛県西条市になるとのことで、本件申請地が交通の利便性が良い位置にあるため選んだとのことです。</p> <p>申請地の土地利用計画図についてご説明いたします。なお、土地利用計画図は南北が逆に表示されていますので、図面下側が北になります。ご注意ください。</p> <p>申請地は、表土をすきとりの上、図の斜線部分に10~20cm程度の厚さの砂利敷きとする予定で、鉄製のパレット、鋼材、ダクトなど、50t程度の資材と、荷物の積み下ろしのための台4基、作業用のフォークリフトなどを置き、4t~8tのユニック車が、現地で積み下ろし作業を行うとのことです。</p> <p>申請地には北側の市道から进入するとのことで、進入口部分には道路側溝がありますが、既設のグレーチングを渡って进入するとのことです。なお、当該グレーチングにつきましては、過去の市道拡幅工事に伴い、道路管理者によって新設された物であるため、市道占用許可は不要であることを、道路管理者に確認しております。</p> <p>被害防除計画としましては、申請地西側に畑がありますが、申請地から発生する排水は、雨水のみであり、申請地内に自然浸透させるほか、擁壁の水抜き管から北側の道路側溝に排水する計画となっています。また自然浸透しきらない雨水については、</p>
------	--

	<p>北側の市道に向けて排水勾配をとる計画となっているため、西側の畠には悪影響が出ない計画となっております。</p> <p>土地利用計画図には、青色の矢印で排水勾配が示されておりますが、南向けの排水勾配の表示は誤りで、あくまで北側のみへの排水勾配をとる計画ですので、ご注意ください。</p> <p>なお、当該申請地北側の市道道路側溝への排水同意につきましては、現在道路管理者に申請中であります、概ね同意を得られる状況であることを事務局で聞き取っています。</p> <p>添付書類として、申請地西側に隣接する農地の所有者の同意書が添付されております。</p> <p>また、土木委員の意見につきましては、周囲に迷惑が掛からなければ問題ないとの意見を担当区域の推進委員に確認済です。</p> <p>次に、本件申請が許可となるために必要な他法令の許認可等についてご説明いたします。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律関係では、申請地は農用地区域外となっています。</p> <p>また、現地は建物等を建築しないため、都市計画法の開発許可申請の必要はありませんが、申請地周囲に設置した擁壁については宅地造成法の許可が必要であり、現在申請準備中であるとのことです。</p> <p>また、申請地北側の擁壁の一部が高知市道用地の一部を敷き込んでいるため、その部分の払い下げについて高知市管財課と協議中であり、現段階では、払い下げを受ける方向で話が進んでおり、分筆登記準備中であることを確認しております。</p> <p>宅地造成法の許可及び市道の一部の払下げについては、許可及び払下げを受けられる見込みですので、農地法施行規則第57条第1項第2号の規定には触れない見込みであります。</p> <p>以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第2事前審査会です。第2事前審査会の久保田副委員長から報告をお願いいたします。
久保田委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1につきましては、許

	可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 議 長	案件1につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は、全体で2件の申請が出されております。議案書は10ページをご覧ください。 案件1は、高須、田、151m ² 外5筆、合計1,110m ² を、工事用作業場に一時的に転用するため、平成29年7月5日付けで5条許可を受けていましたが、この度、天候不順等により、工事完了時期及び農地への復旧作業までの期間を延長する必要性が生じたため、転用期間を延長しようとするものです。現地案内図は、No.8をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。 本件申請地での当初許可内容では、転用期間は平成29年12月31日までとされておりましたが、先ほど説明した理由により、平成30年3月31日まで延長する計画です。 転用期間延長により、周辺の農地に被害を及ぼす恐れはないことから、被害防除計画としては、当初計画どおりとなっています。 添付書類として、借地契約を延長する内容の契約書一式と、新たな工程表が添付されており、借地契約を延長する分の資金証明書類も添付されております。 続きまして、議案書11ページの案件2は、春野町西分、1,157m ² を、工事現場の駐車場として一時転用するという内容で、平成28年9月15日付けで農地法第5条の規定による一時転用の許可を受けていた土地ですが、今年の4月と8月の2回にわたり本体工事の工期延長による計画変更が出されておりましたが、今回、再度工期を延長する必要性が生じたため、一時転用の終了時期を平成30年2月28日まで延長しようと/orするものです。現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 転用期間延長により、周辺の農地に被害を及ぼす恐れはないことから、被害防除計画としては、当初計画どおりとなっています。 添付書類として、借地契約を延長する内容の契約書一式と、新たな工程表が添付されており、借地契約を延長する分の資金証明書類も添付されております。 以上で、第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第3、第4事前審査会です。まず、第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、変更は妥当と認めました。

議長	次に、第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員長	案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、変更は妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1と案件2につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件1と案件2につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。
	続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は、全体で38件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が20件、更新設定が18件となっております。
	議案書13ページに利用権設定の総括の表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が41名で延べ42名、利用権の設定を受ける者が28名で延べ42名となっております。
	右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が140筆で103,385.34m ² 、畑が7筆で2,399m ² 、合計147筆で105,784.34m ² です。更に右隣に進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、更新設定が80筆で55,720.23m ² 、新規設定が67筆で50,064.11m ² です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。
	それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。議案書は18ページをお開きください。
	案件5は、五台山、田、348m ² 外5筆、合計2,027m ² を、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間貸すという、賃借権の新規設定です。
	続きまして案件6は、仁井田、畑、631m ² を、平成30年1月1日から平成34年12月31日までの5年間貸すという、賃借権の新規設定です。
	続きまして、議案書19ページから20ページにまたがります案件8は、仁井田、田、743m ² 外3筆、計4,189m ² を、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 20 ページから 22 ページにまたがります案件 11 は、布師田、田、 485 m^2 外 6 筆、合計 $4,713\text{ m}^2$ を、平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 24 ページの案件 14 から案件 16 は、借人が同一の関連案件ですので、まとめて説明します。

案件 14 は、高須、田、 569 m^2 を、案件 15 は、高須、田、 786 m^2 のうち 780.43 m^2 外 1 筆、合計 $1,026.53\text{ m}^2$ を、案件 16 は高須、田、 $1,036\text{ m}^2$ を、いずれも平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 26 ページの案件 18 と議案書 28 ページの案件 22 は、いずれも農地中間管理機構が中間管理権を設定し農地を借り受けるという案件ですので、まとめて説明します。

議案書 26 ページの案件 18 は、高須、田、 890 m^2 外 7 筆、合計 $5,195\text{ m}^2$ を、議案書 28 ページの案件 22 は、介良乙、田、 $1,071\text{ m}^2$ 外 2 筆、合計 $1,309\text{ m}^2$ を、いずれも平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年間貸すというもので、案件 18 は賃借権の、案件 22 は使用賃借権の新規設定です。

なお、両案件とも最終貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書 27 ページの案件 20 は、介良乙、田、 998 m^2 を、平成 30 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 28 ページの案件 24 は、大津乙、田、 499 m^2 外 1 筆、合計 $1,021\text{ m}^2$ を、平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 3 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 29 ページから 31 ページにまたがります案件 27 は、大津乙、田、 484 m^2 外 13 筆、合計 $8,406\text{ m}^2$ を、平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年間貸すという賃借権の新規設定です。

議案書 31 ページの案件 29 と案件 30 及び議案書 32 ページの案件 31 は賃借人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。

案件 29 は春野町芳原、田、 $2,270\text{ m}^2$ を、案件 30 は春野町芳原、田、 908 m^2 を、議案書は 32 ページに移りまして案件 31 は、春野町芳原、田、 976 m^2 を、全ての案件につきまして、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお案件 31 の申請地は未相続地であり、利用権の設定期間が 5 年を超えるので、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、案件 32 は、春野町芳原、田、 $2,269\text{ m}^2$ 外 1 筆、合計 $5,825\text{ m}^2$ を、平成

30年1月1日から平成34年12月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、案件34は、春野町東諸木、田、1,855m²を、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっています。耕作計画書によりますと、賃借人は現在お亡くなりになっているご主人名義の農地と借入している農地を耕作しているとのことで、今回の申請地は以前から借りて耕作している田であることから、これまでと同様に水稻を栽培する予定であるということです。

続きまして議案書32ページから33ページにまたがります案件35は、春野町秋山、田、130m²外5筆、合計2,392.58m²を、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件36は、春野町秋山、登記地目、田、現況、田、1,464m²外1筆、合計2,525m²を、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、賃借人は事業所の所在地は香美市にありますが、農地を香南市に所有する農地所有適格法人であり、議案書に記載されている経営面積は香南市で耕作している農地の面積となります。今回の申請は高知市においても農地所有適格法人として農地を耕作するという内容となっており、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを事務局で確認しています。

続きまして案件37は、春野町仁ノ、田、757m²外1筆、合計1,517m²を、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間貸すという賃借権の新規設定です。

当該申請地は未相続地であるため、相続権者の2分の1を超える同意があることを事務局で確認しております。

また、当該案件の譲受人は来年1月に開催します第6回農地総会において農地法第3条の許可申請を行う予定であることから、今回の利用権設定を行う農地が、農地法第3条の許可要件である全部耕作要件を満たす農地であることを確認する必要があるため、現地案内図を添付しています。現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が当該利用権設定の申請地です。

現地は、第四事前審査会の段階では2筆のうち1筆が耕作できる状態ではありませんでしたので、直近の状況については再度担当区域の推進委員に確認いただいております。

再調査の結果につきましては、後ほど、川澤委員長よりご報告をお願いいたします。

	<p>続きまして、案件 38 は、春野町西畑、田、2,110 m²のうち 675 m²を、平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 6 年間貸すという賃借権の新規設定です。</p> <p>以上、案件 37 を除く全ての案件について、計画の内容が、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。案件 37 につきましては、現地が耕作できる状況であると認められれば、要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、平成 30 年 1 月 1 日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で第 5 号議案の説明を終わります。</p>
議長	第 5 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第 2、第 3、第 4 事前審査会です。まず、第 2 事前審査会の久保田副委員長から報告をお願いいたします。
久保田委員	案件 1 から案件 8 については妥当なものと認めました。
議長	次に、第 3 事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件 9 から案件 27 については妥当なものと認めました。
議長	最後に、第 4 事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	報告します。案件 37 につきましては 2 筆のうち 1 筆の草刈ができていないことから保留としております。農地総会での審議をお願いします。12 月 3 日に、担当区域の長崎農地利用最適化推進委員が現地を確認したところ、「草刈をしている」と報告を受けております。また案件 28 から案件 36、および案件 38 については妥当なものと認めました。以上です。
議長	事前審査会の報告が終わりました。先に案件 37 の審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
西本委員	借り手の方はそういう状況でも合意の上であれば構わないと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。
議長	草刈をされていることの確認はできているのですか。
川澤委員	大型の機械を入れて草刈をして耕作できる状態になっているそうです。
西本委員	借り手の方も「それでよろしい」ということで合意できていれば、問題ないと思います。ただ、草を刈っていても、借り手の方が「いや、それではだめだ」ということになれば別ですが、その点が確認できていればよろしいかと思います。
議長	川澤委員、その点はいかがでしょうか。
川澤委員	借り手の方も現地の状況を確認し、了解しております。
議長	他にご質問などはございませんでしょうか。

委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件 37 につきましては、妥当なものと決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なしの声あり)
議 長	案件 37 につきましては、妥当なものと決定いたします。次に、案件 1 から案件 36、案件 38 の審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件 37 につきましては、妥当なものと決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なしの声あり)
議 長	案件 37 につきましては、妥当なものと決定いたします。 次に、案件 1 から案件 36、案件 38 の審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件 1 から案件 36、案件 38 につきましては、妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なしの声あり)
議 長	案件 1 から案件 36、案件 38 につきましては、妥当なものと決定いたします。 次に、第 6 号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主査	お手元の議案書に 1 件記載が漏れていましたので、本日追加議案として机上配布しております。記載が漏れしておりまして申し訳ございません。 今月は追加議案も含めまして、6 件の申請が出されております。議案書は 35 ページ及び追加議案資料をご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。
議 長	地区の内訳は、初月が 2 件、中央が 1 件、大津が 1 件、春野が 2 件となっております。全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の推進委員の確認を得て、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
委 員	第 6 号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
議 長	(意見・質問なし)
委 員	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第 6 号議案につきましては、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委 員 議 長	(異議なしの声あり) 第6号議案につきましては、追認することに決定いたします。
尾崎主査	続きまして、議案外の報告を一括してお願いします。 それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。 まず、①農地法第3条の3の規定による届出の件についてご報告いたします。議案書37ページをご覧ください。
	今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書37ページに旭が1件、秦が1件、中央が1件、議案書37ページから40ページにまたがりまして五台山が1件、議案書41ページに三里が2件、議案書43ページにまたがりまして大津が3件です。
	全ての案件について担当区域の推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は45ページをご覧ください。
	今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書45ページに朝倉が1件、議案書46ページにまたがりまして旭が1件、秦が1件、一宮が1件です。
	すべての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書48ページをご覧ください。
	今月は20件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書48ページから49ページにまたがりまして、朝倉が6件、51ページにまたがりまして、旭が4件、初月が1件、鴨田が1件、議案書52ページにまたがりまして中央が1件、長浜が1件、議案書53ページにまたがりまして一宮が4件、大津が2件となっております。
	全ての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	なお、議案書52ページの案件16につきましては、受理通知後に、譲受人が転用計画を変更するため、取消願いが出されております。議案書58ページに当該取消願いについて記載しておりますので、ご確認ください。
	続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は55ページをご覧ください。
	今月は、2件の合意解約通知が出されており、地区の内訳は布師田が1件、春野が1件です。なお、布師田の案件が、さきほど第1号議案の案件1でご説明いたしました合意解約通知です。両案件とも、農地法施行規則第68条第2項の規定に基づき、当

	<p>事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局専決処理により受理しております。</p> <p>続きまして、⑤農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件についてご報告いたします。</p> <p>議案書は、57ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、会の冒頭で事務局から説明させていただきました5条許可申請取下げの件です。</p> <p>続きまして、議案書58ページの案件1が、さきほど5条届出の報告の際にご説明いたしました取消願いです。</p> <p>以上で議案外報告を終わります。</p>
議長 委員長 議長	<p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p>
事務局報告 岩崎次長	(平成29年度今後のスケジュール(案)について資料に基づき説明)
次回農地総会 議長	次回の農地部会は平成30年1月5日(金)を予定しております。
閉会 議長	以上で第5回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後17時30分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 30 年 7 月 6 日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

議事録作成者

高橋政絆

山本和正

~~古崎茂盛~~

鷹井千空

野中秀憲